



平成18年5月19日

各 位

会 社 名 日本ピグメント株式会社
代表者名 取締役社長 浅羽 幸夫
(コード番号：4119 東証第2部)
問合せ先 取締役経理部長 上野 章
(TEL. 03 - 3258 - 1412)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の定時株主総会に、「定款の一部変更の件」を下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 周知性の向上および手続きの合理化ならびにコストの低減を図るため、現行第4条（公告方法）に定める公告方法を電子公告に変更するものであります。また同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合の予備的措置として、電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うものです。

(2) 「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことにより、定款で定めることで可能となる事項等に関し、以下の変更を行うものです。

変更案第10条（単元未満株式についての権利）：単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を制限する規定を新設するものです。

変更案第16条（開催場所）：株主総会の開催地について制約がなくなったことにより、原則的に会社の判断で自由に開催地を決定できるようになったことに対し、株主の利便性を確保するため、株主総会を東京都区内で開催する規定を新設するものです。

変更案第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）：インターネットを利用する方法で株主総会参考書類等を開示することにより、株主に対して提供したとみなすことができる規定を新設するものです。

変更案第28条（取締役会決議の省略）：取締役会において、いわゆる書面決議が認められたことを受けて、必要が生じた場合に、取締役全員の同意があり、且つ監査役が異議を述べないときに限り、書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう規定を新設するものです。

変更案第37条（監査役の実任限定契約）：監査役が期待される職務を適切に行えるよう、その責任を合理的な範囲に限定できる契約を締結することを可能とする規定を新設するものです。

(3) 「会社法」の施行に伴い、新たに定款に定めたものとみなされる事項につきましても、変更案第4条（機関）、同第7条（株券の発行）、同第12条（株主名簿管理人）のとおり条文の新設または変更を行うものです。

(4) その他、定款全般にわたり構成の見直しに伴う整理および条文の新設、削除に伴う条数の変更を行うとともに、一部字句の整理を行うものです。

2. 変更の内容

変更は次のとおりであります。

現 行 定 款	定 款 変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号)	(商号)
第 1 条 当社は日本ピグメント株式会社と称し、英文ではNippon Pigment Company Limitedと表示する。	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は下記の業務を営むことを目的とする。 (1) ピグメントカラー（印刷インキ、塗料、合成樹脂、ゴム、繊維等の着色剤）の製造販売 (2) 工業薬品、合成樹脂加工機械、食料品、衣料品、木材、日用品雑貨の輸出入および販売 (3) 前記各号に付帯する一切の業務	第 2 条 (現行どおり)
(本店)	(本店の所在地)
第 3 条 当社は本店を東京都千代田区に置く。	第 3 条 (現行どおり)
(新設)	(機関)
(公告方法)	(公告方法)
第 4 条 当社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(株式総数および 1 単元の株式の数)	(発行可能株式総数)
第 5 条 当社の発行する株式は総数 3,000 万株とする。 ただし、株式の消却が行なわれた場合は、これに相当する株式数を減ずる。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、3,000 万株とする。
2. 当社の 1 単元の株式の数は 1,000 株とする。	(第 9 条 1 項へ移設・変更)
(新設)	(株券の発行)
(自己株式の取得)	(自己の株式の取得)
第 6 条 当社は、取締役会決議をもって自己株式を買収することができる。	第 8 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
(1 単元の株式の数未満の株券)	(単元株式数および単元未満株券の不発行)
第 7 条 (第 5 条 2 項より移設・変更)	第 9 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。 2. 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。
当社は 1 単元の株式の数に満たない株式（以下単元未満株式という。）に係る株券を発行しない。 (新設)	(単元未満株式についての権利)
(単元未満株式の買増し)	(単元未満株式の買増し)
第 8 条 当社の単元未満株式を保有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その単元未満株式の数と併せて 1 単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すことを当社に対して請求することができる。ただし、当社が当該請求により売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。	第 10 条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 第 11 条に定める請求をする権利
2. 売渡し請求をすることができる期間、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程によ	第 11 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に対して請求することができる。ただし、当社が当該請求により売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。
	2. (現行どおり)

る。

(株券の種類)

第9条 当社の発行する株券の種類は取締役会で定める株式取扱規程による。

(名義書換代理人)

第10条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。
2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって決定し、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および実質株主名簿（以下株主名簿等という。）並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備えて置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび売渡し、株券喪失登録その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。

(株主等の住所、氏名、印鑑の届出)

第11条 株主、質権者またはその代理人はその氏名、住所および印鑑を当社所定の名義書換代理人に届け出ることを要する。
2. 前項に掲げた者が外国に住所を有するときは、日本国内に通知を受ける場所または代理人を定めて、これを当社所定の名義書換代理人に届け出ることを要する。
3. 前2項に変更を生じた場合もまた同様とする。

(基準日)

第12条 当社は毎決算期における最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。
2. 前項のほか必要がある場合は取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株式取扱規程)

第13条 株式の名義書換、株主名簿等、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡しその他株式に関する事項は取締役会で定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集時期および招集者)

第14条 当社の定時株主総会は毎年6月中旬にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。
2. 株主総会は取締役会の決議により社長がこれを招集する。ただし社長に支障ある場合はあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(新設)

(第12条より移設・変更)

(議長)

第15条 (第14条2項より統合)
株主総会の議長は社長がこれに任じ、社長に支障ある場合はあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(新設)

(削除)

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株主等の住所、氏名、印鑑の届出)

第13条 株主、質権者またはその代理人はその氏名、住所および印鑑を当社所定の株主名簿管理人に届け出ることを要する。
2. 前項に掲げた者が外国に住所を有するときは、日本国内に通知を受ける場所または代理人を定めて、これを当社所定の株主名簿管理人に届け出ることを要する。
3. (現行どおり)

(第17条へ移設・変更)

(株式取扱規程)

第14条 当社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第15条 (現行どおり)

(第18条へ集約)

(開催場所)

第16条 当社は、東京都区内で株主総会を開催する。

(定時株主総会の基準日)

第17条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第18条 株主総会は、社長がこれを招集し、議長となる。
2. 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する

<p>(決議の方法)</p> <p><u>第16条</u> 株主総会の決議は法令に別段の定めある場合を除き出席した株主の議決権の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>2. <u>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第17条</u> 株主が代理人をもって議決権を行使する時はその代理人は<u>当会社の議決権を行使することができる株主であることを要する。</u></p> <p>2. 株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第18条</u> 株主総会の議事はその経過の要領およびその結果を議事録に記載し、議長および出席した取締役が記名捺印してこれを当会社に保存する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第19条</u> 当会社には15名以内の取締役を置く。</p> <p>(選任)</p> <p><u>第20条</u> (新設)</p> <p>取締役は株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によりこれを選任する。</p> <p>2. 取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p><u>第21条</u> 取締役の任期は、就任後2年内の最終決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(役付取締役)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会の決議により取締役の中より社長1名を選任する。</p> <p>2. 前項のほか会長1名、副社長、専務取締役、常務取締役および相談役各若干名を選任することができる。</p> <p>3. 社長は代表取締役とする。社長のほか取締役会の決議により前項の役付取締役の全部または一部を代表取締役に選任することができる。</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集しその議長となる。社長に支障ある場合はあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会を招集する場合は会日の1週間前に各取締役および各監査役に対し通知を発する。ただし緊急に招集する場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第20条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第21条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第22条</u> (現行どおり)</p> <p>(選任)</p> <p><u>第23条</u> 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p><u>第24条</u> 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(役付取締役)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会の決議により取締役の中より社長1名を選定する。</p> <p>2. 前項のほか会長1名、副社長、専務取締役、常務取締役および相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>3. 社長は代表取締役とする。社長のほか取締役会の決議により前項の役付取締役の全部または一部を代表取締役に選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第27条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催すること</p>
--	---

(取締役会の権限)

第25条 取締役会は特に法令または定款に定める事項のほか会社の重要な業務運営事項につき審議し、これを決定する。

(決議の方法)

第26条 取締役会は全取締役の過半数の出席により成立し、決議は出席取締役の過半数をもってこれを行う。

(報酬)

第27条 取締役の報酬は株主総会の決議によりこれを定める。

(取締役会規則)

第28条 取締役会の運営についてこの定款に定めのない事項は、取締役会の定める取締役会規則による。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第29条 当社には4名以内の監査役を置く。

(選任)

第30条 (新設)

監査役は株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によりこれを選任する。

2. 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会においてあらかじめ監査役の補欠者(以下補欠監査役という。)を選任することができる。

3. 補欠監査役は株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によりこれを選任する。

4. 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する決算期に関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。

(任期)

第31条 監査役の任期は、就任後4年内の最終決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役および補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第32条 監査役はその互選により常勤の監査役を置く。

(監査役会の招集手続)

第33条 監査役会を招集する場合は会日の1週間前に各監査役に対し通知を発する。ただし緊急に招集する場合はこの期間を短縮することができる。

(新設)

(決議の方法)

第34条 監査役会の決議は法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(報酬)

第35条 監査役の報酬は株主総会の決議によりこれを定める。

(新設)

ができる。

(削除)

(取締役会決議の省略)

第28条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は株主総会の決議によって定める。

(取締役会規則)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第31条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(削除)

(削除)

(削除)

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(削除)

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任限定契約)

<p>(監査役会規則) 第36条 監査役会の運営についてこの定款に定めのない事項は、監査役会の定める監査役会規則による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期) 第37条 当会社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、営業年度の末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金) 第38条 利益配当金は毎決算期における最終の株主名簿等に記載または記録された株主または質権者に支払うものとする。 2. 利益配当金はその支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。</p> <p>(第38条2項より移設・変更)</p>	<p>第37条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内とする。</p> <p>(監査役会規則) 第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度) 第39条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(第41条へ移設・変更)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成18年6月29日（木曜日）
平成18年6月29日（木曜日）

以 上